

学校法人 立命館 立命館宇治中学校・高等学校

保 護 者 会 ャ 則

(名 称)

第1条 本会は学校法人立命館立命館宇治中学校・高等学校保護者会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は前記学校内におく。

(目 的)

第3条 本会は学校の教育方針を体し、学校・家庭・社会との連絡協調をはかり、相協力して学校の教育活動を推進し生徒の福祉を増進するため、諸施設の完備をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 生徒の教育に対する関心を高め、学校教育の向上進展に寄与する。
2. 学校の教育環境を整備し、施設設備の充実と改善に協力する。
3. 生徒の福祉増進と心身の健全なる発達をはかる。
4. 学校内外における生活指導安全教育等に協力する。
5. 教師の任務の重要性を認めてその研修等を援助する。
6. 会員相互の教養を高め親睦をはかる。
7. その他本会の目的達成に適切なる事業を行う。

(性 格)

第5条 本会は学校教育の振興を本旨とする民主的団体で、政治的・宗教的団体並びにその他の如何なる団体の干渉支配をも受けない。

(会 員)

第6条 本会は学校に在籍する生徒の保護者を以て会員とする。

(顧問・相談役)

第7条 顧問は学校長とし、相談役には学校長の推薦する教職員若干名があたる。
顧問は本会の主要事項の諮問に応じ、相談役とともに正副会長・庶務・会計の事務を補佐し代理することがある。又顧問・相談役は本部会および運営委員会に列席し意見を述べることができる。

(役 員)

第8条 本会の役員は下記の通りとする。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 庶 務 若干名
4. 会 計 1名
5. 専門委員長 各1名（文化研修・私学助成・広報）
6. 直前会長 1名（但し、慣例としない）
7. 監 事[正副会長経験者] 1名（但し、慣例としない）
8. 会計監査 2名

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 庶務は本会の記録・連絡・通知等一切の庶務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を行う。
5. 専門委員長はそれぞれの委員会の運営を行う。
6. 直前会長は会長を補佐し対外諸行事の窓口業務にあたる。
7. 監事は本部会および運営委員会に列席し本会の運営を監査する。
8. 会計監査は本会の会計監査にあたる。

9. 役員会の招集は会長が随時行う。

10. 本部会は会長・副会長・庶務・会計・監事・各専門委員長・相談役ならびに学校関係者で構成する。

11. 必要に応じ、会長の要請で運営委員を役員会・本部会に招集することができる。

(役員を選出)

第10条 次年度会長並びに役員を選出は、当年度役員の推薦により選出し保護者会会員に告知後、異議がなければ1月の運営委員会にて承認する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は4月から翌年3月末の一カ年とする。但し、次年度総会は出席し決算報告及び次年度委員会メンバーの承認並びに次年度事業計画、予算承認に立ち会うものとする。また、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

尚、役員の留任は妨げない。

(総 会)

第12条 総会は本会の最高議決機関である。

総会は年1回以上開催することを原則とする。

尚、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

総会の成立は会員の過半数を必要とする。但し、委任状は出席とみなす。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、役員および各委員会の正副委員長で構成し、招集は会長が随時行う。

(運営委員会の任務)

第14条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、事業計画、予算決算、役員選出、その他重要事項を審議する。

また、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(委員会)

第15条 本会には次の委員会を置き、各委員会は、委員長、副委員長を選出する。

1. 学年委員会
2. 文化研修委員会
3. 私学助成委員会
4. 広報委員会
5. 卒業委員会（高校三年のみ）

(委員の選出と任務)

第16条 委員の任務は下記の通りとする。

1. 各学級において、若干名の学級委員を選出する。
2. 学級委員はいずれかの委員会に所属し、学級活動および委員会活動を分担する。

(会 費)

第17条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

入会金2,000円、会費年額9,000円とする。

尚必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計業務)

第18条 本会の会計業務を、立命館宇治中学校・高等学校事務室に委任することができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

第1条 本会則の改正は総会の決議による。

第2条 本会則は昭和43年4月1日より施行する。

第3条 本会則は昭和52年4月1日より改正施行する。

第4条 本会則は昭和61年6月17日より改正施行する。

第5条 本会則は平成5年4月1日より改正施行する。

第6条 本会則は平成6年8月23日より改正施行する。

第7条 本会則は平成11年5月14日より改正施行する。

- 第8条 本会則は平成15年4月1日より改正施行する。
第9条 本会則は平成17年5月14日より改正施行する。
第10条 本会則は平成22年5月15日より改正施行する。
第11条 本会則は平成24年5月12日より改正施行する。
第12条 本会則は平成30年5月12日より改正施行する。
第13条 本会則は令和元年5月11日より改正施行する
第14条 本会則は令和2年5月29日より改正施行する
第15条 本会則は令和2年5月8日より改正施行する

慶弔規程

- 第1条 立命館宇治中学校・高等学校保護者会の慶弔については、この規程の定めるところによる。
第2条 この規程の定める範囲は会員、生徒並びに立命館宇治中学校・高等学校に勤務する教職員とする。
第3条 会員、生徒及び教職員が死亡した時は、本会より香資金を供する。
第4条 会員及び教職員が風水害・火災等でその住居に災害を受けた時、その災害に応じて災害見舞を供する。
第5条 会員及び教職員が公務により身体に障害を受けた時は障害見舞いを供する。
但しその障害見舞いについては状況に応じて会長がこれを指示する。
第6条 その他の慶弔については、学校内外を問わず特に措置を要すると認められるときは会長がこれを指示する。